

一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会 定款施行細則

第1章 会 員

(入会手続)

第1条 入会しようとする者は、所定の入会申込書に所要事項を記入、署名の上、入会手数料及びその年度の会費を添えて、本法人事務局に提出する。ただし、臨時会員の入会手数料は免除する。

(入会手数料及び会費)

第2条 本法人の入会手数料及び年会費は、次の通りとする。

入会手数料 2,000 円

正会員 12,000 円、準会員 6,000 円（但し、学生（医師を除く）2,000 円）、
臨時会員のうち正会員に準ずる者 6,000 円、臨時会員のうち準会員に準ずる
者 3,000 円、臨時会員のうち学生 1,000 円

但し、名誉会員、海外特別会員の会費は免除する。

2 本法人の賛助会員の年会費は、50,000 円以上とする。

第2章 理 事 会

(理事以外の者の理事会への出席)

第3条 理事長は、必要がある場合は理事以外の者に理事会への出席を求めることができる。

第3章 学 術 集 会

(学術集会)

第4条 本法人は、学術集会を年1回開催し、学術集会会長が主催する。

(学術集会会長等の選任)

第5条 次々期学術集会会長は、理事会で推薦し、総会の承認をもって選任される。

2 次期学術集会会長及び次々期学術集会会長は、総会の承認を経て定時総会と同時に開催される学術集会の終了の翌日から、それぞれ学術集会会長及び次期学術集会会長となる。

(学術集会会長等の任期)

第6条 学術集会会長等の任期は、前年度の学術集会終了の翌日から当該学術集会会長が担当する学術集会終了の日までとする。

(理事会への出席)

第7条 前期学術集会会長、学術集会会長、次期学術集会会長及び次々期学術集会会長は、理事会に出席することができる。

(学術集会への参加)

第8条 学術集会への参加は、本法人の会員ならびにスポーツ医学に関連する者で、学術集会会長が認めた者に限る。

(学術集会での発表)

第9条 学術集会での発表の主演者及び共同演者は、原則として本法人の会員とする。

附 則

- 1 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。
- 2 この細則は、平成 23 年 12 月 5 日から施行する。
- 3 この改訂細則は、平成 24 年 5 月 20 日から施行する。
- 4 この改定細則は、平成 26 年 1 月 24 日から施行する。
- 5 この改定細則は、平成 28 年 9 月 16 日から施行する。